

第5号議案 監査役（非常勤監査役を除く）の非金銭報酬付与の件

当社の監査役の報酬等の額は、2007年5月15日開催の第28回定時株主総会において、年額50百万円以内として決議をいただいておりますが、当社の永続的な発展のためには、専門的な知見を有する社外からの監査役を招くことが今後も必要と考えており、新たに就任する監査役の職務を迅速かつ円滑に行うことを目的として、当社の監査役のうち非常勤監査役を除く監査役に対し、同金額の範囲内で、金銭でない報酬を付与することにつきご承認をお願いいたしたく存じます。なお、本報酬の付与対象となる監査役は現状ありません。

非金銭報酬の内容

新たに就任する監査役（非常勤監査役を除く）において通勤圏内に自己所有する居住物件が無い場合、当該監査役に社宅を提供します。提供する社宅は一般標準的な社宅とし、当社が社宅として借り上げる総賃借料と、当社が社宅料として監査役より徴収する総額の差額を金銭でない報酬とします。また、当該差額合計額は5百万円以内とします。

以上